

労働者派遣契約書(案)

頭 書

- 1 派遣の名称
- 個人市民税・県民税申告事務等に関する労働者派遣
- 2 派遣の場所
- 別紙仕様書のとおり
- 3 派遣料
- 金 円／時間  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円／時間)
- 4 契約期間
- 契約締結日 から 令和8年3月17日 まで
- 5 派遣の内容
- 下記条項に定めるもののほか、別紙仕様書のとおり
- 6 契約保証金
- 浜松市契約規則第27条第1項第3号により免除
- 7 支払期限等
- 第5条のとおり(請求の日から起算して30日以内)

派遣先と派遣元は、各々の対等な立場における合意に基づいて、上記の頭書及び裏面以下の条項により労働者派遣契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。  
この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。  
なお、この契約に派遣法第8条第1項に規定する許可証の写しを1通添付する。

令和 年 月 日

派遣先

所在地  
名称  
代表者

浜松市中央区元城町103番地の2  
浜松市  
浜松市長 中野 祐介 印

派遣元

住所又は  
所在地  
商号又は  
名称  
代表者

(許可番号 ー ー 印)

派遣先及び派遣元は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「派遣法」という。）及びこの契約書（頭書を含む。）に基づき、別紙の仕様書に従い、次のとおり労働者派遣契約を締結する。

## 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この契約は、派遣先の指揮命令により派遣先の個人市民税・県民税申告事務等に係る業務及びこれらに関連する業務（以下これらを「派遣業務」という。）に従事させるために派遣元が行う労働者派遣について、必要な事項を定める。

（誠実履行の原則）

第2条 派遣先及び派遣元は、派遣法及びこの契約（この契約書及び仕様書を内容とする労働者派遣契約をいう。以下同じ。）に定める事項を誠実に履行するものとする。

（契約保証金）

第3条 契約保証金は、頭書6に記載する金額とする。

2 派遣先は、派遣業務が完了したとき又はこの契約が解除されたときは、派遣元の請求により、30日以内に契約保証金を派遣元に返還する。ただし、派遣先が次の各号に掲げる金銭を派遣元に請求することができるときは、契約保証金をこれらの金銭に充てることができるものとする。

- (1) 第36条又は第37条に規定する違約金
- (2) 第38条の規定による損害賠償金
- (3) 第39条に規定する遅延損害金

3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

（支払の請求）

第4条 派遣元は、第32条の規定により派遣業務の完了が確認されたときは、派遣業務の完了した月の翌月の10日までに、当該派遣業務に係る派遣料を派遣先に請求できるものとする。

（支払期限等）

第5条 派遣先は、派遣元から前条の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に派遣料を派遣元の指定する金融機関の口座に振り込むことにより支払うものとする。  
なお、振込にかかる手数料は、派遣先が負担するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 派遣元は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により事前に派遣先の承諾を得た場合においては、この限りでない。

## 第2章 派遣労働に関する取決め

（派遣業務内容及び責任の程度）

第7条 派遣元が派遣する労働者（以下「派遣労働者」という。）は、派遣業務に従事するものと

する。

2 派遣労働者の責任の程度は次に定めるところによる。

- (1) 権限の範囲：役職なし（部下なし）
- (2) トラブル・緊急対応：原則対応なし
- (3) 成果への期待・役割：与えられた派遣業務内容を着実に遂行すること。
- (4) 所定外労働：原則なし

（労働者を派遣する期間）

第8条 労働者派遣の期間は、別紙仕様書に定めるところによる。

（派遣労働者の数）

第9条 派遣労働者の数は、別紙仕様書に定めるところによる。

（派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別）

第10条 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別は限定しない。

（派遣労働者を協定対象労働者に限定するか否かの別）

第11条 派遣労働者を協定対象労働者に限定する。

（派遣就業の場所）

第12条 派遣労働者が就業する場所は、別紙仕様書に定めるところによる。

（派遣就業の組織単位）

第13条 派遣労働者が就業する組織単位は、次に定めるところによる。

- (1) 個人市民税・県民税申告事務業務  
財務部市民税課（財務部市民税課長）

（派遣就業日）

第14条 派遣労働者が就業する日は、別紙仕様書に定めるところによる。

（派遣就業の時間等）

第15条 派遣労働者が就業する時間は、別紙仕様書に定めるところによる。

2 派遣労働者の休憩時間は、派遣就業する日の午前11時から午後2時までの間における60分間とし、その割振りは派遣先が定める。

3 派遣先は、原則、派遣労働者を割り振られた就業時間を超えて就業させない。ただし、やむをえない場合には、派遣労働者に対し、割り振られた就業時間を超えて就業させることができるものとする。なお、この場合の上限は、1日あたり 時間、1か月あたり 時間、1年あたり 時間とする。

4 割り振られた就業時間を超えて就業した場合は、1時間あたりの派遣料に100分の125を乗じて得た金額を支払うものとする。ただし、その割り振られた就業時間を超えて就業した時間とその就業をした日における割り振られた就業時間との合計が8時間に達する間までの就業においては、1時間あたりの派遣料を支払うものとする。

5 派遣元は、割り振られた就業時間を超えて就業した派遣労働者に対し適正な時間外勤務手当を加算した金額を支払うものとする。

6 すべての派遣労働者の派遣就業月の割り振られた就業時間及びそれ以外の就業時間数の合計に1時間未満の端数があるときは、15分未満はこれを切り捨て、15分以上30分未満はこれを15分とし、30分以上45分未満はこれを30分とし、45分以上はこれを45分とする。  
(名簿の提出)

第16条 派遣元は派遣先に対し、あらかじめ、派遣労働者の氏名、その他派遣法に定める内容を記載した名簿を提出しなければならない。

(派遣元責任者等)

第17条 派遣元責任者は、派遣元の 部 課長 とする。

2 派遣先責任者は、派遣先の財務部市民税課長 内山智夫とする。

(指揮命令者)

第18条 派遣労働者を直接指揮命令する者は、派遣先の財務部市民税課長 内山智夫とする。

(作業計画の遵守等)

第19条 派遣元は派遣業務の従事にあたり、派遣労働者が派遣先の定める作業計画及び注意事項を遵守し、かつ派遣先の服務規律に準ずる行動をとるよう指導しなければならない。

2 派遣元は、派遣労働者が善良なる管理者の注意をもって派遣先の施設、設備等を使用するよう指導しなければならない。

(秘密の保持)

第20条 派遣元又は派遣労働者は、この契約の労働者派遣の期間中に知り得た次の各号に掲げる情報について、第三者に漏らしてはならない。この契約が満了、又は解除された後も同様とする。

(1) VDT業務中、VDT画面に表示される情報

(2) 派遣先が事務執行上必要とする文書に記載された情報

(3) 前2号に定めるもののほか、派遣元又は派遣労働者が派遣業務により知り得た業務上の一切の情報

(情報の管理)

第21条 派遣先及び派遣元は、派遣業務の履行に関して取得又は保有した情報の漏洩を防止するため、次の各号に定めるところにより情報の保護措置をとるものとする。

(1) 派遣先は、派遣労働者が派遣業務以外の業務に係る情報に触れることができないよう、アクセス制限等の措置を図り、かつ、派遣先の承諾なく情報を複製又は複写しないよう派遣労働者を指導するものとする。

(2) 派遣元は、派遣業務に係る情報の保管場所、保管方法その他情報の適正な管理について派遣労働者を指導するものとする。

(派遣労働者の交替等)

第22条 派遣先は、派遣労働者のうちで派遣業務の履行について、不適当と認める者がある場合には、派遣元に対してその理由を明示して、派遣労働者の交替その他必要な措置を要請することができる。

2 派遣元は、派遣先から前項の要請があった場合は、速やかに派遣労働者の交替その他必要な措置を行わなければならない。

(代替要員の確保)

第23条 派遣元は、派遣労働者の病気、事故、休暇その他の理由により第9条に定める派遣人員に欠員が生じる場合には、速やかに派遣先にその旨を通知するとともに、欠員の補充を行わなければならない。ただし、業務の継続性及び効率性を確保する観点から、代替要員が必要でないと派遣先が判断した場合は、この限りではない。

2 前項の補充が行われないことにより派遣先に損害が生じた場合は、派遣元は派遣先に対してその損害を賠償しなければならない。

(安全衛生)

第24条 派遣先は、派遣法の規定に基づき派遣労働者の安全衛生の確保に努めるものとする。

2 派遣先は、派遣労働者のVDT業務が連続して1時間を超えないようにし、VDT業務が連続して1時間に達した場合には、次のVDT業務までの間に10分間程度のVDT業務の休止時間を与えるものとする。

3 派遣労働者は、VDT業務を休止したときは、派遣先の指示により派遣業務のうちVDT業務以外の関連業務に従事するものとする。

4 派遣先は、派遣業務が適性かつ円滑に遂行されるようセクシュアル・ハラスメントの防止等に配慮するものとする。

(派遣労働者からの苦情の処理)

第25条 派遣労働者からの苦情の申出を受ける者は、次に掲げる者とする。

(1) 派遣先 総務部人事課長 尾田 淳 (電話053-457-2081)

(2) 派遣元 (電話 — — )

2 前項第1号に掲げる者が苦情の申出を受けたときは、直ちに第17条第2項に規定する派遣先責任者へ連絡し、派遣先責任者が中心となって、誠意をもって、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について当該申出をした派遣労働者に必ず通知するものとする。

3 第1項第2号に掲げる者が苦情の申出を受けたときは、直ちに第17条第1項に規定する派遣元責任者へ連絡し、派遣元責任者が中心となって、誠意をもって、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について当該申出をした派遣労働者に通知するものとする。

4 派遣先及び派遣元は、派遣労働者からの苦情の申出を受けた場合には、相互に遅滞なくその旨を通知するとともに、密接に連絡調整を行い、その解決を図るものとする。ただし、派遣労働者からの苦情が自らでその解決が容易であり、即時に処理をした場合は、この限りでない。

(仕様書の変更)

第26条 派遣先は、必要があると認めるときは、仕様書の変更内容を派遣元に通知して、仕様書を変更することができる。

2 派遣先は、前項の場合において必要があると認めるときは、労働者派遣の期間若しくは派遣料を変更し、又は派遣元に損失(逸失利益を除く。)が生じたときは必要な負担をするものとする。

(不可抗力による派遣業務の中止)

第27条 派遣元は、天災等派遣先と派遣元のいずれの責めに帰すことができない事由(以下「不可抗力」という。)により派遣業務の全部又は一部を中止する必要があると認めるときは、派遣

先と協議の上、派遣業務の全部又は一部を中止することができる。

2 派遣先は、不可抗力により派遣業務の全部又は一部を中止する必要があると認めるときは、派遣元に通知して、派遣業務の全部又は一部を中止させることができる。

3 前2項の規定により派遣業務を中止した場合であっても、派遣先は、当該中止により派遣元に生じた損失を負担しない。

(その他の事由による派遣業務の中止)

第28条 派遣先は、不可抗力以外の事由が生じた場合において必要があると認めるときは、派遣元に通知して、派遣業務の全部又は一部を中止させることができる。

2 派遣先は、前項の規定により派遣業務を中止させた場合において必要があると認めるときは、労働者派遣の期間若しくは派遣料を変更し、又は派遣元に損失（逸失利益を除く。）が生じたときは必要な負担をするものとする。

(派遣期間の変更方法)

第29条 この契約の規定により労働者派遣の期間を変更するときは、派遣先と派遣元が協議して変更後の期間を定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わないときは、派遣先が定め、派遣元に通知するものとする。

### 第3章 契約履行に関する取決め

(就業状況の通知等)

第30条 派遣先は派遣元に対し、派遣労働者が就業した月の翌月7日までに、派遣法第42条第3項に規定する通知を行うものとする。

(業務完了報告書等の提出)

第31条 派遣元は、派遣業務が完了したときは、速やかに勤務実績等の書面が添付された業務完了報告書を、派遣先に提出しなければならない。

(検査)

第32条 派遣先は、前項の業務完了報告書の提出を受けたときは、直ちに派遣業務の完了を確認するための検査を行い、検査の可否を判定するものとする。

(損害賠償等)

第33条 派遣元は、派遣業務の履行及び派遣労働者の行為について、すべての責任を負うものとする。

2 派遣元は、派遣業務の履行において、派遣元若しくは派遣労働者の行為により派遣先又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が派遣先の責任に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

3 不可抗力により派遣業務の履行に関して生じた損害については、派遣元が負担する。

(派遣先の催告による解除)

第34条 派遣先は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 派遣元が派遣業務を履行しない場合において、派遣先が相当の期間を定めてその履行の催

告をしたにもかかわらず、その期間内に履行がないとき。

- (2) 前号に掲げる場合のほか、派遣元がこの契約に違反した場合において、派遣先が相当な期間を定めて、その違反を是正するよう催告したにもかかわらず、その期間内に違反が是正されないとき。

(派遣先の催告によらない解除)

第35条 派遣先は、次の各号のいずれかに該当するときは、派遣元に何らの催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 派遣業務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 派遣元が派遣業務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 派遣元が派遣業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみではこの契約の目的を達することができないとき。
- (4) この契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければこの契約の目的を達することができない場合において、派遣元が派遣業務を履行しないでその時期を経過したとき。
- (5) 第1号から前号までに掲げる場合のほか、派遣元が派遣業務を履行せず、派遣先が前条の催告をしてもこの契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 派遣元が、この契約に関して次のいずれかに該当したとき。

ア 派遣元が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は派遣元が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が派遣元に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

イ 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が派遣元又は派遣元が構成事業者である事業者団体（以下「派遣元等」という。）に対して行われたときは、派遣元等に対する命令で確定したものをいい、派遣元等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

ウ 納付命令又は排除措置命令により、派遣元等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が派遣元に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）

が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

エ この契約に関し、派遣元（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）による改正前の刑法第96条の3（情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則第8条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(7) 前号に定めるものを除くほか、派遣元又はその代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(8) 派遣元について、破産手続開始が決定されたとき。

(9) 派遣元（派遣元が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（派遣元が個人である場合にはその者を、派遣元が法人である場合にはその役員又は支店若しくは常時労働者派遣の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 派遣労働者との雇用契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 派遣元が、アからオまでのいずれかに該当する者を派遣労働者との雇用契約その他の契約の相手方としていたと認められるとき（カに該当する場合を除く。）。

(10) 派遣元が、支払停止、支払不能状態に陥ったとき、又は派遣元の手形若しくは小切手が不渡りとなったときにおいて、この契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(11) 派遣元が、差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたときにおいて、この契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 派遣先は、次の各号のいずれかに該当するときは、派遣元に何らの催告をすることなく直ちにこの契約の一部を解除することができる。

(1) 派遣業務の一部の履行が不能であるとき。

(2) 派遣元が派遣業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

3 前2項の規定により派遣元が損害を被ることがあっても、派遣元はその損害の賠償を派遣先に請求することができない。

(違約金)

第36条 派遣元は、次の各号のいずれかに該当するときは、派遣料（頭書3記載の金額（時間単価）×時間×人数。この契約締結後、派遣料の変更があった場合には、変更後の派遣料。次条において同じ。）の100分の10に相当する額を違約金として、派遣先の指定する期間内に派遣先に支払わなければならない。

(1) 第34条又は第35条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 派遣元が派遣業務の履行を拒否し、又は、派遣元の責めに帰すべき事由によって派遣業務の履行が不能となったとき。

(3) 派遣元について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人がこの契約を解除したとき。

(4) 派遣元について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人がこの契約を解除したとき。

(5) 派遣元について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等がこの契約を解除したとき。

(独占禁止法違反等があった場合の違約金)

第37条 派遣元（派遣元が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者）は、第35条第1項第6号に該当したときは、派遣先がこの契約を解除するか否かにかかわらず、前条の違約金とは別に、派遣元は、派遣先の請求に基づき、派遣料の100分の20に相当する額を違約金として派遣先の定める期日までに支払わなければならない。この契約が履行された後においても、同様とする。

(派遣先の損害賠償請求権)

第38条 派遣先は、派遣元が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 第34条又は第35条の規定により、この契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、派遣元が契約内容に適合した履行をしないとき又は契約内容に適合した派遣業務の履行が不能であるとき。

2 派遣先は、違約金の支払を受けた場合であっても、当該違約金が前項の損害の全額を補うことができないときは、前項の損害額からその違約金を差し引いた金額を派遣元に請求することができる。

(違約金の支払いが遅れたときの遅延損害金)

第39条 派遣先は、派遣元が違約金又は前条に規定する損害賠償金を派遣先が指定する期日までに支払わないときは、遅延損害金を派遣元に請求することができる。

2 前項に規定する遅延損害金の額は、支払いが遅れた違約金又は損害賠償金の額につき、遅延日

数に応じ、この契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「遅延損害金約定利率」という。）の割合で計算した額とする。

（派遣先に履行遅滞があったときの遅延損害金）

第40条 派遣元は、派遣先の責めに帰すべき事由により派遣料の支払いが遅れたときは、遅延損害金を派遣先に請求することができる。

2 前項に規定する遅延損害金の額は、支払いが遅れた派遣料の額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額とする。

（解除の場合の取扱い）

第41条 派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行う場合は、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができない場合は、当該労働者派遣契約の解除に伴い派遣元が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされることにより生じた損害の賠償を行うものとする。例えば、派遣元が当該派遣労働者を休業させる場合は休業手当に相当する額以上の額について、派遣元がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、派遣先による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより派遣元が解雇の予告をしないときは30日以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行うものとする。

2 この契約の解除を行う場合は、派遣先は派遣元と十分に協議した上で適切な善後処理方策を講ずることとし、派遣先及び派遣元の双方の責に帰すべき事由がある場合には、派遣先及び派遣元のそれぞれの責に帰すべき部分の割合について十分に協議するものとする。

3 派遣先は、この契約の解除を行おうとする場合であって、派遣元から請求があったときは、当該解除の理由を派遣元に対し明らかにするものとする。

（暴力団の排除のための協力）

第42条 派遣元は、この契約に係る派遣業務の遂行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、派遣先に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

2 派遣元は、この契約に関する派遣労働者との雇用契約その他の契約に際しては、当該契約の相手方に対し、当該契約の履行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、派遣元を通じて派遣先に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行うよう求めなければならない。

（派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置）

第43条 労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を派遣先が雇用する場合には、あらかじめその旨を派遣元へ通知しておかなければならない。

（関係法令の遵守）

第44条 派遣元及び派遣労働者は、この契約の履行にあたってはこの契約に定めるもののほか、

最低賃金法（昭和34年法律第137号）、派遣法、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、浜松市契約規則（昭和39年浜松市規則31号）及び浜松市電子計算組織の運営及びデータの保護に関する規程（昭和62年浜松市訓令甲第20号）その他関係法令等を遵守しなければならない。

（雑則）

第45条 この契約の履行に関して派遣先と派遣元との間で用いる言語は、日本語とする。

2 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

3 この契約の履行に関して派遣先と派遣元との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

4 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

6 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、派遣先の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（協議）

第46条 この契約に定める事項について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、派遣先と派遣元とが協議して定めるものとする。